

1 公の施設の概要		名称：北海道立噴火湾パノラマパーク 所在地：北海郡八雲町浜松368番地8 設置目的：ゆとりとうるおいのある環境づくりを進め、多様なレクリエーション需要を充足する。		担当課(室) 建設部まちづくり局都市環境課 (公園計画係) 直通：011-204-5571 代表：011-231-4111(内線29-614)	
協議概要	2 申請期間	令和3年11月9日(火)～12月3日(金)			
	申請条件	指定期間(予定)	令和4年4月1日～令和9年3月31日		
	業務の範囲	(1)公園施設の管理運営に関すること。(管理又は設置の許可を受けたものは除く) (2)利用の禁止又は制限(災害等の場合)に関すること。 (3)その他知事が定める業務			
	利用料金制度	該当なし			
	負担金限度額	215,910,000円			
審査基準等	別紙「北海道立噴火湾パノラマパーク指定管理者候補者決定基準」(公募要項別添4)のとおり				
3 申請結果		申請者数：1団体(地方自治体)			
選定委員会	4 名称	北海道立噴火湾パノラマパーク指定管理者候補者選定委員会			
	設置要綱	別紙「北海道立都市公園指定管理者候補者選定委員会設置要綱」のとおり			
	委員	区分	氏名	所属	備考
		委員長	木村 健一	公立はこだて未来大学教授(情報アーキテクチャ学科)	学識経験者
		委員	神林 真里	函館大谷短期大学教授(こども学科)	学識経験者
	委員	竹内 正幸	函館商工会議所事務局長	経済界代表	
	委員	木村 一雄	函館市幼稚園協会会長	利用者代表	
	開催状況	区分	開催日時・場所	議事	出席率
		第一回	令和3年9月30日(木) オンライン開催	・選定の方法について	100%
		第二回	令和3年12月16日(木) 渡島総合振興局	・必須項目審査について ・申請者に対するヒアリングの実施 ・指定管理者候補者の選定	75%
審査の経過	第1回委員会において、当公園は公募によらず八雲町を指定することについて検討を行い委員会の承認を得た。 令和3年11月9日に八雲町と協議を行い、R4年度以降も当公園の指定管理者を継続することで令和3年12月3日に業務計画書及び収支計画書の提出を受けた。 第2回選定委員会において、ヒアリングを行い、引き続き各委員が必須項目審査を実施し、指定管理者の最適な候補者として決定した。				
審査の結果	指定管理者の候補者 八雲町 町長 岩村克昭				
選定理由	隣接する八雲町施設(パークゴルフ場)との一体管理による経費縮減が図られることや圏域自治体間の調整能力発揮による広域公園の利用促進、地域特性を生かした公園づくりが図られることから、「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条ただし書き及び同施行規則関係条文の規定により、八雲町を候補者として選定することとした。				
学識経験者委員の主な意見(又は総評)	協議を行ってきた八雲町からは、協議項目に適合し、道の求める条件を全て満たした業務計画書を提案していただいた。 道立噴火湾パノラマパークは、高速道路パーキングエリアに直結し、噴火湾を一望できる素晴らしい景観を持つ公園で、多くの旅行者が訪れるなど、外国人の利用も見込まれることから、利用者の安全と利便性をより一層高めるため、禁止事項や緊急事態の対応などを多言語で案内することや、多言語に堪能な人の配置・育成を進めていくことが必要と考える。 また、施設のオンライン予約やキャッシュレス決済の具体的な方針の検討を進めるなど、これまで以上に利便性を高め、地域住民の満足度がより一層高くなるような公園づくりを期待する。				